

久喜市男女共同参画人材リスト作成要領(平成 25 年 10 月一部改定)

1 目的

久喜市の男女共同参画社会づくりの一環として、久喜市の審議会等への女性登用を推進し、各種講座等の講師選定、団体・個人への能力・技術提供、その他特に必要と認められる場合の資料とするため、久喜市男女共同参画人材リストを作成する。

2 登録者の資格要件

市内に在住・在勤・在学、あるいは活動の場を有する 18 歳以上で、以下のいずれかの条件を満たす方

(1)あらゆる分野の有識者・有資格者の女性

(2)社会活動やボランティア活動などに参加し、市政や地域の発展に意欲や関心がある女性

(3)女性問題や男女共同参画についてくわしい男性・女性

なお、(1)、(2)、(3)の女性は審議会等への女性登用及び各種講座等の講師、その他必要と認められる場合の資料として、(3)の男性は各種講座等の講師選定の資料として使用します。

3 登録者の個人情報の収集方法

登録者の個人情報は、本人から直接収集するものとする。

4 収集する個人情報データ

○基本的事項

氏名(フリガナ)、性別、生年月日、

連絡先(自宅又は勤務先等)：住所、電話番号、FAX、メールアドレス

○社会生活等

勤務先名、職業、役職・肩書等

○その他の事項

・この 10 年間の市の審議会等への参加の有無：名称、委嘱期間

・所属・活動団体名（複数の場合は主なもの 2 つまで）

・資格（複数の場合は主なもの 3 つまで）

・職歴：勤務先名、期間（複数の場合は主なもの 2 つまで）

・主な著書：出版社名・出版年・執筆論文名称（複数の場合は主なもの 2 つまで）

○活用範囲の確認

(1)市の審議会等への女性委員登用促進のための資料として使用してもよい。

(2)市主催の講演会、講座等の講師の資料として使用してもよい。

(3)市に限らず、団体や個人への能力・技術提供の資料として使用してもよい。

○提供技術・能力の内容

演題、テーマ、内容等、活動条件(謝礼、必要経費、活動日時、対象、所要時間)、活動実績、その他

5 登録分野

- (1) 法律・行政関係……弁護士、司法書士、行政書士、行政経験者等
- (2) 経済・労働関係……事業者、税理士、社会保険労務士、消費生活相談員等
- (3) 医療・保健衛生関係……医師、保健師、薬剤師、看護師、臨床検査師等
- (4) 福祉関係……福祉施設職員、保育士、ホームヘルパー、社会福祉士等
- (5) 土木・建築関係……建築士、宅地建物取引主任者等
- (6) 教育関係……教員及び経験者、教育研究者等
- (7) 文化・芸術関係……美術・音楽・華道・書道・合唱・舞踊関係者等
- (8) スポーツ活動関係……スポーツ指導者等
- (9) 地域活動関係……まちづくり・環境問題・女性問題・青少年健全育成・交通安全・国際交流関係者等
- (10) その他

6 個人情報に記載される主な公文書等

収集した個人情報は、次の公文書等に記載される。

- 久喜市男女共同参画人材リスト(担当課保管)……登録者の記載した登録用紙内容をとりまとめたもの
- 男女共同参画人材リスト登録用紙(担当課保管)……登録者が記載した用紙原本
- 公開用男女共同参画人材リスト(市内公共施設等設置用)……
登録用紙の活用範囲の確認欄で 3 に○をつけた登録者のみ掲載

7 久喜市男女共同参画人材リストの活用及び個人情報の提供範囲

作成した久喜市男女共同参画人材リスト（登録用紙を含む）は、人権推進課において保管することとし、登録者の希望する活用範囲内での利用を行う場合においてのみ、情報を提供するものとする。

8 その他

- (1) 久喜市女性人材リスト（平成19年4月整備）は平成22年3月22日をもって廃止する。
- (2) 久喜市男女共同参画人材リストの取扱は、久喜市個人情報保護条例の規定による。
- (3) 久喜市男女共同参画人材リストは、随時追加登録を受け付けるものとし、登録者個人情報の内容確認のため、毎年調査するものとする。
- (4) 久喜市男女共同参画人材リストは、登録者本人からの登録取消の申出があったとき、登録を取り消すものとする。
- (5) 久喜市男女共同参画人材リスト登録用紙は、別紙1のとおりとする。
- (6) 久喜市男女共同参画人材リストにかかる事務については、人権推進課において処理するものとする。